

4.7 ダイオキシン類常時監視結果の概要（令和6年度）

測定媒体	測定地点数	測定検体数	測定結果		環境基準	単位	備考		
			最小値	最大値					
大気	3	6	0.0056	0.015	0.6	pg-TEQ/m ³	1 調査は、ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づき、県、国土交通省九州地方整備局及び宮崎市が実施しました。 2 大気については、夏及び冬の年2回調査を実施しました。 3 調査結果における最小値及び最大値は、各調査地点の年間平均値最小値及び最大値を示します。 4 毒性等量（TEQ）の算出には、毒性等価係数（TEF）としてWHO-TEF(2006)を適用しました。		
公共用水域	水質	河川	14	15	0.026	0.12		1	pg-TEQ/L
		海域	2	2	0.039	0.074			
	全体	16	17	0.026	0.12				
公共用水域	底質	河川	12	13	0.084	3.0		150	pg-TEQ/g
		海域	2	2	1.2	1.4			
		全体	14	15	0.084	3.0			
地下水	6	6	0.022	0.062	1	pg-TEQ/L			
土壌	9	9	0.0019	1.8	1,000	pg-TEQ/g			

4.8 ダイオキシン類常時監視結果（大気）

単位：pg-TEQ/m³

地域分類	測定地点	試料採取日	測定結果	
			年間平均値	
一般環境	宮崎市立図書館	令和6年7月26日～8月1日	0.0087	0.015
		令和6年12月18日～12月24日	0.022	
	日向市立図書館測定局	令和6年7月4日～7月11日	0.0053	0.0057
		令和6年12月4日～12月11日	0.0060	
発生源周辺	延岡保健所測定局	令和6年8月19日～8月26日	0.0058	0.0056
		令和6年12月4日～12月11日	0.0054	
			環境基準	0.6

49 ダイオキシン類常時監視結果（公共用水域水質・底質（河川・海域））

単位 水質：pg-TEQ/L 底質：pg-TEQ/g

測定地点	試料採取日	測定結果		備考
		水質	底質	
五ヶ瀬川（日之影大橋）	令和6年9月24日	0.027	0.084	河川
北川（鹿小路橋）	令和6年9月24日	0.026	2.0	
石並川（石並橋）	令和6年10月17日	0.027	0.099	
都農川（金比羅橋）	令和6年10月17日	0.027	0.60	
鬼付女川（小牟田橋）	令和6年10月17日	0.034	1.7	
庄内川（鵜の島橋）	令和6年10月16日	0.030	0.37	
岩瀬川（岩瀬橋）	令和6年10月16日	0.032	0.14	
福島川（今町橋）	令和6年12月17日	0.051	3.0	
大淀川下流（相生橋）	令和6年7月29日	0.082	0.12	
	令和6年10月31日	0.072	0.22	
清武川（木崎橋）	令和6年7月29日	0.10	0.35	
本庄川（柳瀬橋）	令和6年7月29日	0.12	—	
加江田川（天神橋）	令和6年7月29日	0.12	—	
五ヶ瀬川（三輪）	令和6年9月20日	0.067	0.28	
小丸川（高城橋）	令和6年10月31日	0.067	0.22	
細島港(乙)（商業港）	令和6年9月25日	0.074	1.2	
日南海岸（大堂津海水浴場）	令和6年11月27日	0.039	1.4	
	環境基準	1	150	

50 ダイオキシン類常時監視結果（地下水）

単位：pg-TEQ/L

市町村名	測定地点	試料採取日	測定結果
宮崎市	大字島之内	令和7年1月21日	0.042
	佐土原町上田島	令和7年1月21日	0.062
延岡市	古城町	令和6年9月19日	0.022
川南町	大字川南	令和6年9月19日	0.022
小林市	細野	令和6年9月20日	0.023
日南市	飫肥	令和6年9月20日	0.025
		環境基準	1

51 ダイオキシン類常時監視結果（土壌）

単位：pg-TEQ/g

市町村名	測定地点	試料採取日	測定結果
宮崎市	桜町	令和6年11月27日	1.8
	山崎町	令和6年11月27日	0.52
	恒久	令和6年11月27日	0.40
	大字島之内	令和6年11月27日	0.25
	高岡町浦之名	令和6年11月27日	0.0032
延岡市	古城町	令和6年9月19日	0.0019
川南町	大字川南	令和6年9月19日	0.097
小林市	細野	令和6年9月20日	0.055
日南市	飫肥	令和6年9月20日	0.87
		環境基準	1,000

5.2 事業者によるダイオキシン類自主測定結果の報告状況及び立入測定の実施状況（令和6年度）

特定施設の種類	自主測定		立入測定	
	対象施設数	報告施設数※	検査施設数	
大気基準適用施設				
アルミニウム合金製造用の溶解炉	1	排出ガス 1	排出ガス 1	
廃棄物焼却炉	61	排出ガス 60	排出ガス 7	
		ばいじん 49	ばいじん ー	
		燃え殻 55	燃え殻 ー	
水質基準適用事業場				
硫酸塩パルプ等製造用の塩素等漂白施設	1	排出水 1	排出水 1	
廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設、排ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	2	排出水 2	排出水 1	
下水道終末処理施設	3	排出水 3	排出水 1	
共同排水処理施設	1	排出水 1	排出水 1	

※ 検査対象施設は、休止施設（5）を除きます。
 また、「ばいじん」については7施設が測定不能施設であり、「燃え殻」については3施設が測定不能施設となっています。

5.3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設届出数

(令和7年3月末現在)

届出機関名	施設名 市町村名	大気基準 適用施設		水質基準 対象施設					市町村別		
		(4) 造ア 用ル のミ 溶ニ 解ウ 炉ム 合 金製	(5) 廃 棄 物 焼 却 炉	(1) 用硫 の酸 塩塩 素パ 等ル 漂ブ 白等 施製 設造	(15)			(18)	(19)	施 設 計	事 業 場 等 計
		排廃 ガ棄 ス物 洗焼 浄却 施炉 設に 係 る	湿廃 式棄 集物 じ焼 ん却 施炉 設に 係 る	灰廃 の棄 貯物 留焼 施却 設炉 に 係 る	下 水 道 終 末 処 理 施 設	さ特 れ定 る事 水業 の場 処か 理ら 施排 設出					
県	中央	国富町	2							2	2
		綾町	1							1	1
	日南	日南市	5	2						7	4
		串間市	2							2	2
	都城	都城町	1	10				1		12	10
		三股町		3						3	3
	小林	小林市		3						3	3
		えびの市		3						3	2
		高原町									
	高鍋	西都市		2						2	2
		高鍋町		1						1	1
		新富町		1						1	1
		西米良村									
	木城町										
	川南町		4						4	3	
	都農町										
日向	日向市		4						4	3	
	門川町		1						1	1	
	諸塚村										
	椎葉村										
	美郷町										
延岡	延岡市		9		1	2		1	1	14	9
高千穂	高千穂町										
	日之影町		1							1	1
	五ヶ瀬町										
宮崎	宮崎市		14		1	1	1	2		19	12
	計	1	66	2	2	3	2	3	1	80	60

※ 届出機関名の県の欄における名称は、保健所名を示します。

5 4 県内の化学物質排出移動量届出(PRTR)制度業種別の届出事業所数（令和5年度）

業種名	届出事業所数	業種名	届出事業所数
金属鉱業	0	輸送用機械器具製造業	3
原油・天然ガス鉱業	0	鉄道車両・同部分品製造業	0
製造業	93	船舶製造・修理業、船用機関製	0
食料品製造業	9	精密機械器具製造業	2
飲料・たばこ・飼料製造業	4	医療用機械器具・医療用品製造	3
酒類製造業	1	武器製造業	0
たばこ製造業	0	その他の製造業	1
繊維工業	2	電気業	1
衣服・その他の繊維製品製造業	1	ガス業	0
木材・木製品製造業	0	熱供給業	0
家具・装備品製造業	0	下水道業	32
パルプ・紙・紙加工品製造業	3	鉄道業	0
出版・印刷・同関連産業	1	倉庫業	0
化学工業	21	石油卸売業	2
塩製造業	0	鉄スクラップ卸売業	0
医薬品製造業	1	自動車卸売業	0
農薬製造業	0	燃料小売業	164
石油製品・石炭製品製造業	13	洗濯業	1
プラスチック製品製造業	5	写真業	0
ゴム製品製造業	2	自動車整備業	0
なめし革・同製品・毛皮製造業	0	機械修理業	0
窯業・土石製品製造業	1	商品検査業	0
鉄鋼業	1	計量証明業	0
非鉄金属製造業	2	一般廃棄物処理業（ごみ処分業）	20
金属製品製造業	6	産業廃棄物処分業	5
一般機械器具製造業	2	特別管理産業廃棄物処分業	0
電気機械器具製造業	8	医療業	0
電子応用装置製造業	1	高等教育機関	1
電気計測器製造業	0	自然科学研究所	1
		合計	320

5 5 県内の化学物質届出排出量・移動量の多い上位10物質（令和5年度）

順位	物質番号	化学物質名	届出排出量(kg)	届出移動量(kg)	合計(kg)	割合(%)
1	412	マンガン及びその化合物	18,089	3,900,000	3,918,090	63.7
2	281	トリクロロエチレン	53	930,000	930,053	15.1
3	213	N, N-ジメチルアセトアミド	8,200	310,000	318,200	5.2
4	186	塩化メチレン	99,721	16,100	115,821	1.9
5	300	トルエン	76,736	30,913	107,648	1.7
6	632	1, 2-ジクロロエチレン	6,018	100,000	106,018	1.7
7	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	10,176	53,460	63,636	1.0
8	158	塩化ビニリデン	23,156	40,000	63,156	1.0
9	405	ほう素化合物	39,258	21,015	60,273	1.0
10	94	塩化ビニル	5,903	47,000	52,903	0.9
	小計		287,310	5,448,488	5,735,798	93.2
—	—	その他の化学物質	212,156	204,307	416,463	6.8
		合計 ^{※2}	499,466	5,652,795	6,152,261	100.0

※1 「物質番号」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令第1条関係の別表第一に掲げる号番号を示し「政令番号」とも呼びます。

※2 表中各欄の数値は四捨五入等の端数処理を行っているため、合計等が一致していない場合があります。

5 6 県内の化学物質届出外排出量(推計値)の多い上位10物質 (令和5年度)

順位	物質番号 ^{※1}	化学物質名	届出外排出量 (kg)	割合 (%)
1	179	1, 3-ジクロロプロペン D-D	585, 511	19. 2
2	300	トルエン	423, 713	13. 9
3	80	キシレン	398, 234	13. 0
4	407	ポリ (オキシエチレン) =アルキルエーテル (アルキル基の炭素数が1 2から1 5までのもの及びその混合物に限る。)	199, 532	6. 5
5	285	クロロピクリン	141, 008	4. 6
6	53	エチルベンゼン	138, 449	4. 5
7	691	トリメチルベンゼン	113, 242	3. 7
8	244	ダゾメット	97, 948	3. 2
9	411	ホルムアルデヒド	96, 731	3. 2
10	30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (アルキル基の炭素数が1 0から1 4までのもの及びその混合物に限る。)	83, 873	2. 7
小計			2, 278, 240	74. 7
-	-	その他化学物質	773, 633	25. 3
合計 ^{※2}			3, 051, 873	100. 0

※1 「物質番号」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令第1条関係の別表第一に掲げる号番号を示し「政令番号」とも呼びます。

※2 表中各欄の数値は四捨五入等の端数処理を行っているため、合計等が一致していない場合があります。

[環境管理課]

5 7 県内の化学物質届出排出量及び届出外排出量(推計値)の合計の多い上位10物質

(令和5年度)

順位	物質番号 ^{※1}	化学物質名	届出排出量 (kg)	届出外排出量 (kg)	合計 (kg)	割合 (%)
1	179	1, 3-ジクロロプロペン D-D	10	585, 511	585, 521	16. 5
2	300	トルエン	76, 736	423, 713	500, 448	14. 1
3	80	キシレン	31, 179	398, 234	429, 413	12. 1
4	407	ポリ (オキシエチレン) =アルキルエーテル (アルキル基の炭素数が1 2から1 5までのもの及びその混合物に限る。)	1, 676	199, 532	201, 208	5. 7
5	53	エチルベンゼン	18, 648	138, 449	157, 097	4. 4
6	285	クロロピクリン	0	141, 008	141, 008	4. 0
7	691	トリメチルベンゼン	579	113, 242	113, 821	3. 2
8	186	塩化メチレン	99, 721	13, 325	113, 045	3. 2
9	244	ダゾメット	0	97, 948	97, 948	2. 8
10	392	ヘキサン	24, 580	73, 232	97, 812	2. 8
小計			253, 128	2, 184, 193	2, 437, 321	68. 6
-	-	その他の化学物質	246, 338	867, 680	1, 114, 018	31. 4
合計 ^{※2}			499, 465	3, 051, 873	3, 551, 338	100. 0

※1 「物質番号」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令第1条関係の別表第一に掲げる号番号を示し「政令番号」とも呼びます。

※2 表中各欄の数値は四捨五入等の端数処理を行っているため、合計等が一致していない場合があります。